

令和3年4月24日

利用者及びご家族の方へ

京都市修徳児童館  
京 都 市

## 緊急事態宣言の発令を受けた子育て支援施設等の対応について

平素は、本市の児童館・学童クラブ事業にご協力・ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般の緊急事態宣言を受け、4月25日から5月11日までの間における児童館・学童クラブの運営を以下のとおりとさせていただきます。

引き続き、感染拡大防止のための取組を徹底いただくようお願いいたします。

今回の緊急事態宣言は、大型連休中に短期集中で人の流れを止め、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐことを目的としております。大変ご不便をおかけいたしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

### 1 学童クラブ事業 継続

- 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、**自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。**
- 運営を継続する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休館・休所を行いますので、あらかじめご了承ください。
- 利用されるお子様はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

### 2 児童館事業（自由来館事業） 休止

### 3 その他

- 各ご家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、家庭内感染の防止も含め、別紙の内容について、ご留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。
- 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様にご協力をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。